

指定居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 6 年 4 月 1 日付＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 049-234-4000 (8 時 30 分から 17 時 30 分まで)

F A X 049-234-5111

担 当 浅見 典孝

2. 当事業所の概要

事業所名 医療法人西部診療所 在宅介護支援センター

所 在 地 埼玉県川越市大字天沼新田 307 番地 1

当事業所の職員体制

	常 勤	非常勤
管理者 (主任介護支援専門員)	1 名	
介護支援専門員	6 名 (管理者含む)	
事務員	1 名	

サービス提供地域 通常の事業の実施地域は、川越市の霞ヶ関北支会・名細支会（天沼新田、小堤、広谷新町、下広谷、鯨井、鯨井新田、吉田、上戸、上戸新町、下小坂、平塚、平塚新田、霞ヶ関東、霞ヶ関北、的場北、的場新町、的場の一部（（霞ヶ関駅北側））、伊勢原町）とする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、12 月 30 日から 1 月 3 日まで及び祝祭日を除く。

営業時間 月曜日～土曜日 8 時 30 分～17 時 30 分

時間外及び緊急連絡電話 049-234-4000 又は 049-231-4165（プライムケア川越）

3. サービス利用料金

このサービスの利用料およびその他の費用は以下の通りです。

(1) 利用料

事業所が提供する居宅介護支援に関する利用料は、介護保険制度から全額給付されるので、利用者の自己負担金はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヵ月につき要介護度に応じた利用料をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を持って当該市町村の介護保険担当窓口で手続きされますと、全額払い戻しが受けられます。

(2) その他の料金

サービス実施記録の複写に要する費用等、申請代行時の書類作成に伴う公的機関からの証明書等を取得する費用等は、実状に応じていただくことがあります。

(3) 解約料

利用料につきましては、解約料は発生しません。

4. サービスの内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情担当

＊西部診療所在宅介護支援センターの居宅介護支援計画及び行われている居宅介護支援に対するご相談・苦情を承ります。

●担当 管理者 浅見 典孝 電話番号 049-234-4000

(2) その他 上記以外に、・各市役所の相談窓口（介護保険課）

川 越：049-224-8811

鶴ヶ島：049-271-1111

坂 戸：049-283-1331

・埼玉県国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口：048-824-2561

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

(1) 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

(2) 処理経過及び再発防止策の報告

(1) の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 賠償責任

事業者は、サービス提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を保険（あいおいニッセイ同和損害保険）にて賠償します。但し、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的として、事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- (1) 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- (2) また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 秘密の保持

- (1) 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- (2) 終末期の医療やケアが必要な状態であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。また、看取り期における利用者・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させるために、「人生の最終段階における

医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省）」等の内容に沿った取り組みを行います。**10. 身体的拘束等の適正化の推進**

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わないこととし、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 業務継続計画

感染症及び自然災害が発生した場合においても予め業務継続計画を策定し、平常時から準備をするとともに、感染症及び自然災害発生時には迅速に必要な介護サービスを継続的に提供できるようにいたします。

12. 感染症の予防及びまん延防止のため措置

感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定し、利用者及び従業者等の安全確保のため平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生時には迅速に必要な措置を講じます。

13. 前6ヶ月の訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具の利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

14. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 西部診療所
代表役職・氏名	理事長 島田 尚史
所在地	川越市大字天沼新田 307 番地 1
代表電話番号	049-233-1114
併設事業	西部診療所、訪問リハビリ、訪問介護、通所介護 介護老人保健施設(プライムケア川越)、通所リハビリ、

15. その他ご不明な点は、なんでもおたずねください。